

第 2 3 回 農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和7年5月26日、第23回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
2番	西 塚	知 也
4番	福 嶋	寿 顕
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
7番	遠 藤	昭 男
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
15番	後藤田	宏 幸
16番	中 村	正 生
18番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

3番	纓 坂	直 俊
17番	笠 原	康 博

附議した案件

- (イ) 議案第115号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第116号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ハ) 議案第117号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ニ) 議案第118号 賃借料の情報提供について
- (ホ) 議案第119号 令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について
- (ヘ) 報告第26号 農地法第4条許可書の交付について
- (ト) 報告第27号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	佐 藤 和 也
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第23回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1番、小沼 大 委員。
2番、西塚 知也 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 4月28日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。4月28日役場202号会議室におきまして、中標津町農業者年金協議会代議員総会を開催し、令和6年度の事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和7年度の事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。つぎに、5月9日、中標津町・中標津町農協・計根別農協・中標津町農業委員会で組織する中標津町農業後継者対策協議会総会を役場202号会議室で開催し、令和6年度事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和7年度事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。つぎに、5月23日、北海道農業会議第2回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第115号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第115号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から4は議案記載のとおりです。5、見取図については、3ページのとおりとな

っています。この案件につきましては、農業者住宅を建設するため申請があったものです。申請面積は992㎡となっております。令和5年4月12日、第4地区推進班で現地確認を行ったところ、申請地は農業振興地域内の農用地区域ですが、経営者住宅の建設であり、中標津町農業振興地域整備計画における『農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画』に該当し、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定、「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第116号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。(1)から(4)について地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第116号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について(1)から(4)について説明致します。5ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市市中央区〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。

なお、(2)から(4)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等省略し、一括してご説明いたします。6ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。7ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。8ページをお開きください。

(4) 1. 当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。

この4件につきましては、令和2年度の旧保有合理化事業において、〇〇〇〇が買入れした農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) から (9) について地区推進班から議案の説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第116号(5) から (9) について説明致します。10ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市市中央区〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9.. 見取図は13ページのとおりです。

なお、(6) ～ (9) につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等省略し、一括してご説明いたします。11ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9、見取図は、13ページのとおりです。12ページをお開きください。

(7) 1. 当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9.、見取図は、13ページのとおりです。14ページをお開きください。

(8) 1. 当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は、16ページのとおりです。15ページをお開きください。

(9) 1. 当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、譲受人、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9、見取図は、16ページのとおりです。

この5件につきましては、令和2年度の旧保有合理化事業において、〇〇〇〇が買入れした農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すもの

です。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
本案は原案のとおり現案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第26号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第26号「農地法第4条許可書の交付について」事務局より説明いたします。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
30ページをお開きください。許可日、令和7年4月25日。
(1) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、3は議案記載のとおりです。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 日程6、議案第117号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程いたします。ここで、本案件につきましては、
私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は竹村代理にお願いいたします。
(〇〇〇〇降壇、議席へ)
(竹村代理登壇)

竹村代理 会長に代わり、議事を進行致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇〇〇退席)
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第117号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。18ページ

をお開きください。

令和6年度分といたしまして、〇〇〇〇。令和7年度分といたしまして、〇〇〇〇。
以上2件の提出がありました。令和7年4月25日以降に受理した報告書でござい
まして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

(〇〇〇〇、議席へ着席)

〇〇委員に申し上げます。本件は原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代し、今後の議事は、〇〇会長にお願い致します。

(竹村会長代理降壇、議席へ)

(〇〇〇〇登壇)

議 長 日程7、報告第27号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員長。

後藤田委員長 報告第27号「農地委員会開催報告について」、32ページをお開きください。令和
7年5月19日、201号会議室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中
標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

1、令和6年分中標津町賃借料情報の提供について。審議内容。農業委員会は、そ
の所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、
分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから、令和6年分の賃
借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。令和6年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農
地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報
を提供すること。」とされていることから、農地保有合理化事業や町有地の貸付け等
の特殊な案件を除いた賃借料を提供するとの結論としたところです。

2、令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について。
このことについて、次のとおり結論を得ております。協議結果。事務局が作成した
原案の内容確認と協議の結果、内容に問題がないことから総会提案について承認す
るとの結論となったところであります。以上、農地委員会の開催報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。
日程 8、議案第 118 号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第 118 号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。21 ページをお開きください。農地法第 52 条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することとなっております。中標津町賃借料情報。令和 6 年 1 月から 12 月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃借料における 10a 当りの賃借料水準は、記載のとおりとなっております。なお、この賃借料情報は、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は現案のとおり可決されました。
日程 9、議案第 119 号「令和 6 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第 119 号「令和 6 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」ご説明致します。23 ページをご覧ください。農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第 6 条及び第 37 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。先ほど報告第 27 号で承認されました令和 6 年度の最適化活動の点検・評価を踏まえ「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を取りまとめたところであります。なお、この点検・評価につきましては、根室振興局を経由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第23回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年5月26日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____